

I 利用の前に

1 平成27年国勢調査のあらまし

○調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口や世帯の状況を明らかにし、各種行政施策その他の基礎資料を得るため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成27年国勢調査はその20回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成27年国勢調査は簡易調査である。

ただし、東日本大震災の影響を把握するため、従来大規模調査の年に調査していた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を平成27年国勢調査でも調査した。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年、22年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年、27年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

○調査の時期

平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時（以下「調査時」）現在によって行われた。

○調査の法的根拠

平成27年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総務省令（昭和59年総理府令第24号）

○調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、日本国内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住

所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に国内の港に停泊している船舶のほか、調査時前に国内の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に国内の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院

日本国内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

○調査の事項

平成27年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

<世帯員に関する事項>

- (1) 氏名 (2) 男女の別 (3) 出生の年月 (4) 世帯主との続柄 (5) 配偶の関係
- (6) 国籍 (7) 現住居での居住期間 (8) 5年前の住居の所在地 (9) 就業状態
- (10) 所属の事業所の名称及び事業の種類 (11) 仕事の種類 (12) 従業上の地位
- (13) 従業地又は通学地

<世帯に関する事項>

- (1) 世帯の種類 (2) 世帯員の数 (3) 住居の種類 (4) 住宅の建て方

○調査の方法

平成27年国勢調査は、総務省統計局——都道府県——市町村——国勢調査指導員——国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成27年国勢調査調査区を設定した。原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるよう、沼津市においては総数1,521の調査区が設定された。なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

平成27年国勢調査は、沼津市においては、151人の国勢調査指導員、952人の国勢調査員が、総務大臣から任命された。9月1日から9月10日までの間に、調査員等が受持ち調査区を巡回し、世帯名簿及び調査区要図を作成して、「インターネット回答の利用案内」を世帯ごとに配布し、9月10日から9月20日までの間、インターネットによる回答を受け付けた。インターネットによる回答のなかった世帯に対しては、国勢調査員が9月26日から30日までの間に訪問し、調査票配布と記入指導などを行い、10月1日から7日までの間に調査世帯を再度訪問して調査票を取集し、記入内容を検査した。国勢調査指導員は、国勢調査員の指導、調査書類の審査などの事務を行った。

調査票は、調査の事項について世帯が記入した。調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。

世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が当該世帯について「氏名」「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

なお、静岡県の指導に基づき、事務処理の万全を期するため平成27年4月22日に「平成27年国勢調査沼津市実施本部」を設置した。

2 用語の解説

○人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

○年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢。

なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

○国籍

平成27年国勢調査では、国籍を「日本」のほか以下の12区分とした。

「韓国、朝鮮」「中国」「フィリピン」「タイ」「インドネシア」「ベトナム」「インド」「イギリス」「アメリカ」「ブラジル」「ペルー」「その他」

なお、2つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のように取り扱った。

- (1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人……日本
- (2) 日本以外の2つ以上の国の国籍を持つ人……調査票の国名欄に記入された国

○配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 未婚……まだ結婚したことのない人
- 有配偶……届出の有無に関係なく、妻または夫のある人
- 死別……妻または夫と死別して独身の人
- 離別……妻または夫と離別して独身の人

○世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

(1) 一般世帯

- ①住居と生計を共にしている人の集まり、または一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- ②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者、または下宿屋などに下宿している単身者
- ③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

(2) 施設等の世帯

- ①寮・寄宿舎の学生・生徒…学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

- ②病院・療養所の入院者…病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- ③社会施設の入所者…老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- ④自衛隊営舎内居住者…自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- ⑤矯正施設の入所者…刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- ⑥その他…定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

○世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員と世帯主との続き柄により、次のように区分した。

A 親族のみの世帯……2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係により、次のとおり区分している。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (1) 夫婦と両親から成る世帯
- (2) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (3) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (4) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (5) 夫婦と他の親族(親・子供を含まない)から成る世帯
- (6) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
- (7) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
- (8) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (9) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (10) 他に分類されない世帯

B 非親族を含む世帯…2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯……世帯人員が1人の世帯

○住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅……1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

住宅以外…寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

○住宅の所有の関係

住宅に住む一般世帯について、住宅の所有の関係を次の6つに区分した。

持ち家……………居住する住宅がその世帯の所有である場合

この場合、必ずしも登記の有無は問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含む。

公営の借家……………その世帯が借りている住宅が都道府県営・市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市再生機構……………その世帯の借りている住宅が都市再生機構または都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅も含まれる。

民営の借家……………その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅……………勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理する住宅に、その従業員の職務の都合上または給与の一部として居住している場合

※勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り……………他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

○住宅の建て方

各世帯が居住する住宅について、その建て方を次の4つに区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数により1・2階建、3～5階建、6～10階建、11階建以上の4つに区分した。

一戸建……………1建物が1住宅であるもの

店舗併用住宅も1建物が1住宅であれば、ここに含めている。

長屋建……………2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅……………1棟の中に2つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや2つ以上の住宅を重ねて建てたもの

1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれる。

その他……………上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

○労働力状態

本調査では、15歳以上の人について、平成27年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」）に仕事をしたかどうかの別により区分した。

(1) 労働力人口……………就業者と完全失業者をあわせたもの

就業者……………調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業利益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人

収入になる仕事は持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになって

いる場合や、雇用保険法に基づく給付金をもらうことになっている場合

② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

主に仕事……主に勤め先や自家営業などの仕事をしていて

家事のほか仕事……主に家事などをしていて、そのほかにも少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事……主に通学していて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者……勤めている人が、病気や休暇などで仕事を休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

または、事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
完全失業者……調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

(2) 非労働力人口……調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

家事……自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学……主に通学していた場合

その他……上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）

○産業

産業は、「就業者」について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類）によって分類した。

仕事をしていて事業所が 2 つ以上ある場合は、その人が主に働いていた事業所の種類によった。

なお、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業と産業大分類との関係は次のとおり。

第 1 次産業……A 農業、林業 B 漁業

第 2 次産業……C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業

第 3 次産業……その他（「他に分類されないもの」を含む）

○従業上の地位

調査週間中に、就業者が仕事をしていて事業所における地位によって、次のとおり区分した。

(1) 雇用者……会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、以下にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員……勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員……労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他……就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

(2) 役員……会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

(3) 雇人のある業主……個人経営の店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、

雇人がいる人

- (4)雇人のない業主……個人経営の店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人または家族とだけで事業を営んでいる人
- (5)家族従業者……農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
- (6)家庭内職者……家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

○従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者または通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

(1) 自市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合をいう。

自宅……従業している場所が、自分の居住する家または家に付属した店・作業場などである場合併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先が含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外…常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

(2) 他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合で、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものである。

県内……従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

県外……従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

3 利用上の注意

○本書に用いた記号

「 — 」……該当のないもの

「 0 」……単位未満のもの

「 △, - 」……減少したもの

「 … 」……不詳のもの

「 X 」……秘匿した箇所

○秘匿について

国の秘匿基準に準拠し、人口・世帯の少ない地域において、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるものについて秘匿処理を行った。秘匿した値は地理的な隣接状況を勘案し、一定の規則に基づいて決定した秘匿合算地域に足しあげている。

なお、合算を施した場合には、秘匿した町(大字)に「●」を、合算先の町(大字)に「○」を付し、秘匿合算地域の関係を示している。

○百分率は、四捨五入で計算してある。なお、構成比等の表示に関しては百分率の合計が100%にならないことがある。